

令和7年3月18日

美濃加茂市政記者クラブ 各位

美濃加茂市市民福祉部
福祉課長 渡辺真理子

児童扶養手当の支給額の認定誤りについて

このたび、児童扶養手当の支給額の認定が誤っていたことが判明しましたのでお知らせいたします。

1. 経緯

2月12日（水）に県の令和6年度児童扶養手当事務指導監査の結果を受け、児童扶養手当の月額支給額を認定する際に、給与所得及び非課税公的年金所得が両方ある場合は、20万円を控除すべきところ、児童扶養手当法施行令第4条第1項に規定する10万円の控除のみを適用し、租税特別措置法第41条の3の11に規定する所得金額調整控除の10万円を適用させていなかったため、手当の支給額を算定する基礎となる所得額を誤り、月額支給額を少なく認定していることが判明しました。

2. 対象者及び金額

支給対象者：2名

追加支給額：85,940円

対象者A：令和5年1月認定分から令和6年12月認定分まで 57,180円

対象者B：令和5年11月認定分から令和6年10月認定分まで 28,760円

3. 福祉課の対応

対象となる方に対して、事務処理誤りについて謝罪するとともに、支給不足となった手当額を令和7年3月支給分に上乗せして支給させていただくことについて説明し、ご理解いただきました。

4. 再発防止策

マニュアルやシステムの見直しを行い、制度内容についてシステム上では対応できていない場合はその旨等を引き継ぎ事項に記載するとともに、制度や事務処理について理解を促し、注意事項の周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

5. 公表について

市公式ホームページに掲載いたします。

問い合わせ

担当課	市民福祉部福祉課
課長	渡辺 真理子
担当係長	児童福祉係 板津 広行
連絡先	0574-25-2111 内線 557